

令和6年11月12日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和7年1月に現行の介護保険システムから移行する介護保険標準準拠システムでは、特別徴収の介護保険料額を一度決定すると、その額を変更できず、決定後に保険料が増額となった場合、その増額分は普通徴収となってしまいます。これを極力回避するためには、介護保険料算定に必要な税情報を6月下旬に取得して、7月に当初の介護保険料決定通知を発送する必要があります。

よって、普通徴収に係る納期の開始月を変更するため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例を令和6年第4回区議会定例会に提案する。

2 経緯

介護保険法では、介護保険料の徴収方法について、公的年金受給者には年金からの徴収（以下、特別徴収）を原則とし、年金以外の方は納入通知による納付（以下、普通徴収）とされている。現在、介護保険料決定通知（以下、決定通知）の送付は、介護保険法および世田谷区介護保険条例に基づき、毎年6月上旬に行っている。

こうした中、該当年の1月1日に世田谷区に居住していない転入者および住所地特例者（※）は、区で税情報を把握していないため、6月上旬に決定通知を送付する際は、所得なしとして第1段階の保険料段階としている。その後6月下旬に、住民登録のある自治体から税情報を取得し、7月に改めて介護保険料の変更内容を通知している。

しかし、令和7年1月に稼働予定の介護保険標準準拠システムでは、特別徴収額の決定が年1回のみとなるため、年度途中の保険料の増額分は特別徴収額の増額で対応できず普通徴収となってしまいます。

そのため、6月下旬に正確な税情報を取得した上で、7月に決定通知を発送することとする。

※住所地特例…他区市町村の介護保険施設等に住所を移した者は、転出前の区市町村の介護保険に引き続き加入する。

（介護保険法第13条）

3 改正内容

普通徴収に係る納期限を「当該年度の6月から翌年3月までの各月末日」を「当該年度の7月から翌年3月までの各月末日」に改正し、令和7年度より保険料決定通知を7月に発送することとする。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 今後のスケジュール(予定)

令和6年11月	令和6年第4回定例会提案
令和7年 4月1日	改正条例施行
4月	区ホームページ掲載
6月	区のお知らせ「せたがや」掲載 エフエム世田谷「世田谷通信」でのPR 区LINE配信
7月	令和7年度介護保険料決定通知発送

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年3月13日条例第41号</p>	<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年3月13日条例第41号</p>
<p>第1条～第5条 省略 (普通徴収に係る納期限)</p>	<p>第1条～第5条 省略 (普通徴収に係る納期限)</p>
<p>第6条 普通徴収に係る保険料の納期限は、当該年度の7月から翌年3月までの各月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日)とする。ただし、前年度分までの保険料については、当該保険料を賦課した月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日)とする。</p>	<p>第6条 普通徴収に係る保険料の納期限は、当該年度の6月から翌年3月までの各月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日)とする。ただし、前年度分までの保険料については、当該保険料を賦課した月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日)とする。</p>
<p>第2項～第3項 省略</p>	<p>第2項～第3項 省略</p>
<p>4 第1項本文の各納期に納付すべき額は、当該年度の保険料の額を9で除して得た額とする。ただし、特別徴収の方法により納付すべき当該年度の保険料があるときは、この限りでない。</p>	<p>4 第1項本文の各納期に納付すべき額は、当該年度の保険料の額を10で除して得た額とする。ただし、特別徴収の方法により納付すべき当該年度の保険料があるときは、この限りでない。</p>
<p>第5項 省略</p>	<p>第5項 省略</p>
<p>第7条～第27条 省略</p>	<p>第7条～第27条 省略</p>
<p>附則 (施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	
<p>(保険料に関する経過措置)</p>	
<p>2 この条例による改正後の第6条第1項及び第4項の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	